

平成26年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成26年12月5日(金)

東洋町議会

余 白

平成26年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成26年12月5日(金) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 大坂 哲也 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 光本 速雄 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地域包括支援
センター事務局長 蛭子 浩久 君
総務課長補佐 北川 晃彦 君
総務課長補佐 長崎 正仁 君
税務課長補佐 福原 良幸 君
産業建設課長補佐 小池 昭平 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君

平成26年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成26年12月5日(金) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第43号 専決処分事項「平成26年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第45号 東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第46号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第47号 東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第48号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第49号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第50号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第11] 議案第51号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第12] 議案第52号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

[日程第13] 議案第53号 芸東衛生組合格約の一部変更について

[日程第14] 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

[日程第15] 委員会報告 産業建設常任委員会

余 白

平成26年第4回東洋町議会定例会 平成26年12月5日 金曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成26年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例5件、補正予算4件、芸東衛生組合同規約の変更1件、人事1件、報告1件の計13件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成26年8月から平成26年10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

皆様、おはようございます。

本日、平成26年第4回定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、師走を迎え、何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、ごあいさつと若干のご報告を申し上げます。

国政におきましては、政権交代から、まだ2年間しか経過していないところでございますが、11月21日衆議院が解散されまして、12月2日公示、14日投開票の決定を受け、日程調整にも大変、慌ただしい情勢となっております。今般の解散理由につきましては、皆様方、ご承知のとおり、賛否や様々な争点が報道されておりますけれども、社会保障制度改革の遅れが大変、

懸念されているところでもございます。今国会では、会期末の11月21日に、国と地方の役割を明確にする、地方創生関連2法案が成立を致しております。この関連2法は、地方の人口減少抑制を目指す基本理念を定めた、まち・ひと・しごと創生法と、地域支援策の申請窓口を内閣府に一元化する、改正地域再生法でございます。いずれも、年内に施行されることとなっております。

創生法では、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度な集中を是正すると明記しており、2015年度から5年間で取り組む人口減少対策の具体策や、20年時点の達成目標を盛り込んだ総合戦略を作ると規定をし、地方自治体にも、総合戦略作成の努力義務を課すというものであります。与党自民党の地方創生実行統合本部は、真の地方創生実現に向けての理念や緊急提言を作成しておりますけれども、具体策は、まだまだ、これからという段階でございます。

本町もですね、11月4日付けで、東洋町版地域創生プラン及び人口減少対策に関する意見・政策提言等の募集を、全職員に通知をしているところでございます。防災対策を含め、本町の課題や特性を考慮した事案につきまして、財源確保につなげて参りたいとの思いでございます。

2020年の東京オリンピック開催に向けた、都市再生という議論もお聞きをするところでもございまして、総選挙後の体制や政策実行が地方創生ではなく、都会だけの創生ということにならないように、動向を注視していく必要がございます。連結した高規格道路もない田舎の自治体では、スタートラインが既に、周回遅れとなっている現実があるわけでございます。地方創生の実現を図るためには、未整備区間の解消や地方への大胆な予算配分が必要不可欠であることを、各自治体と連携し、今後も要望活動を実施して参りたいと考えております。

また、地域おこし協力隊を本年11月、12月と、2名、採用を致しております。海の駅へ1名、観光振興対策に1名を配置致したところでございます。地域協力活動に必要な知識等を習得できるように、その配慮も必要でございますが、地域に1日でも早く馴染んでいただき、本町への人材環流に寄与していただきたいと期待をするところでございます。

また、町税の徴収につきましては、税務課はですね、昨年引き続き、10月8日、第2弾となる家宅搜索を14名体制で執行しております。差押物件につきましては、公売する事務にも取り組んでいくところでございます。一連の滞納処分を通じ、また、処分の執行停止等につなげていくことによりまして、過去からの累積滞納額圧縮に努力をしているところでございます。納税相談

に応じない悪質な滞納者には、県や租税債権管理機構、また、警察機関との連携を密にしまして、法的措置の強化を図ってきているところでございます。公金を受ける者が公金を支払わない、または放置する、という悪質な事案等があれば、更に法的措置の連携と情報の共有を強化していく必要がございます。現在の税務課職員だけでなく、全債権につきまして、職員全員が危機感を共有し、収納技術の向上や使命感醸成を図っていかねばなりません。このような取組には、組織として横の連携を強化していくためにも、全課での支援体制や全職員の経験を求めて参りたいというふうに考えております。

また、12月22日に予定されておりました、県知事の対話と実行行脚でございますが、現在、無期延期ということになっております。想定外の衆議院解散という事態を受けまして、日程調整が困難になったことが、主な理由でございます。また、県知事が被告となっております間伐訴訟でございますが、11月18日に公判があり、次回の公判は、2月17日となっております。また、町が被告となっている3件の高松高裁での控訴審につきましては、3件とも12月18日が判決日ということになっております。

今議会への提出案件でございますが、専決予算1件、平成26年度の補正予算案4件、条例議案5件、人事案件1件、その他の議案1件、併せて12件の議案を提案させていただきます。適切にご審議、ご決定をお願いを申し上げます。

最後に、本定例会が、本年最後の議会となりますが、翌年1月中までには、多くの諸行事が控えておりますので、議会議員の皆様におかれましても年末年始、ご自愛下さりますよう、ご祈念を申し上げまして、開会のあいさつ、ご報告と致します。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。
高島議会運営委員長。

議会運営委員長 (高島 俊彦議会運営委員長)

おはようございます。

平成26年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。12月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から、12月10日までの6日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提出理由の説明を受け、5日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、10日に再開し、審議、採決後に一般質問を行う。ただし、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間、答弁者も1時間とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は、8日月曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、8日月曜日午後5時までとする。

JAグループの自己改革の実現に向けた要請書は産業建設常任委員会に付託する。以上のように決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月10日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月10日までの6日間と決定しました。

日程第3、議案第43号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第13、議案第53号、芸東衛生組合同規約の一部変更についてまでの11件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第43号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて。標記の件については、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございますが、去る11月21日に衆議院が解散となり、12月14日総選挙となっております。選挙による事務経費が早急に必要となりましたので、一般会計補正予算を平成26年11月21日に専決処分をさせていただいております。歳入歳出それぞれ450万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億2888万5千円と定めております。歳入では、県支出金を増額を致しております。歳出では、総務費の衆議院議員選挙費を追加を致しまして、計上させていただいております。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

議案第44号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございますが、今回の改正は、平成26年10月14日付けの高知県人事委員会の勧告によりまして、勤勉手当0.1カ月分でございますが、引き上げとなっております。この勧告を受けまして、本町も一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

議案第45号でございます。東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについて。東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。本町では、平成20年度から東洋町老朽住宅除却事業費補助金として、老朽住宅の取り壊しに対する補助事業を実施しているところでございますが、老朽化が著しい住宅にも関わらず放置されている物件が散見されるようになりました。このような状況に対処するため、今回、条例を制定しようとするものでございます。なお、内容については、住民課長が説明を致します。

議案第46号でございます。東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについてでございます。このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の改正によりまして、指定介護予防支援に従事する従業員等の基準及び事業の運営等に関する基準並びに指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準等は、町の条例に委任されるため、本条例を定めるものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

議案第47号でございます。東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについて。東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の改正によりまして、地域包括支援センターの職員等に関する基準につきましても、町の条例に委任されるため、本条例を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

続きまして、6ページでございます。議案第48号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて。東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたので、東洋町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。なお、内容については、住民課長が説明を致します。

続きまして、7ページでございます。議案第49号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億7312万1千円を追加し、

予算総額を歳入歳出それぞれ29億200万6千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上致しております。歳出としまして、給与改正による職員の手当を計上し、また、防災対策加速化基金積立金、地域福祉基金積立金、芸東衛生組合負担金、津波避難誘導灯設置工事や特別会計への繰出金などを計上致しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

続きまして、議案第50号でございます。平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございますが、歳入歳出それぞれ3270万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億4617万5千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、繰入金を計上しております。歳出では、保険給付費、償還金等を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

議案第51号でございます。平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5115万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6156万3千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、町債を計上しております。歳出としまして、保険給付費、地域支援事業費等を計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

10ページでございます。議案第52号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ436万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5848万3千円とするものでございます。歳入では、観

光施設事業収入、繰入金を計上しております。歳出と致しましては、海の駅事業費等を予算計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明を致します。

議案第53号でございます。芸東衛生組合格約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、芸東衛生組合格約の一部変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出でございます。

提案理由でございます。本案は、芸東衛生組合議員定数の変更を行うために、組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、各構成団体において議会の議決を求めるものとなっております。なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

議長

(今宮 裕明議長)
光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは私の方から、議案第43号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第1号について説明を致します。

今回の補正予算専決では、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2888万5千円とするものであります。11ページをお願いします。

(予算書により説明)

続きまして、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。議会関係資料をお願いしたいと思います。

(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

おはようございます。

それでは、議案第45号、資料の方をお願いしたいと思いますが、資料で言うと2ページになります。

それでは、議案第45号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについて、ご説明を致します。

(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
蛭子包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)
私の方からは、議案第46と47号について説明を致します。議会関係資料の4ページをお願い致します。

(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
それでは、議案第48号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて説明させていただきます。資料の20ページをお願い致します。

(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号について、説明を致します。
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7312万1千円を追加し、歳入歳出予算額の総計をそれぞれ29億200万6千円とするものであります。
予算書の8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
暫時、休憩をします。再開は10時30分をお願いします。
(休憩時間:10時12分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時30分)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第50号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明を致します。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3270万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4617万5千円とするものです。それでは8ページ、歳入からご説明を致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子 浩久包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

議案第51号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明を致します。

今回の補正では、各種介護サービスの保険給付金の増額補正が、主な要因となっており、歳入歳出それぞれ5115万1千円を追加し、総額をそれぞれ5億6156万3千円としております。予算書の9ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第52号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号について、ご説明致します。今回の補正予算の分は、海の駅事業費と食堂賄い材料代の補正です。歳入歳出それぞれ436万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5848万3千円とするものです。予算書6ページをお開き下さい。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第53号、芸東衛生組合規約の一部改正からの説明をさせていただきますが、その前に訂正をお願いしたいと思います。資料22ページですけれども、附則の日付をですね、27年1月1日となっておりますのを、27年4月1日に訂正をお願いしたいと思います。それと52号というのは53号になっております。日程では、すみませんが、よろしくお願い致します。

(議案提案理由説明書、議案関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

日程第14、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年12月5日提出でございます。

住所は、東洋町大字河内100番地6。氏名は、岡愛氏でございます。生年月日は、昭和52年1月6日生でございます。任期は、平成26年12月5日から平成30年12月4日までとなっております。

提案理由でございますが、平成26年9月16日に、蛭子時美委員が任期満了となっております。今回、蛭子委員の後任に岡氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしくお願いを致します。なお、経歴書を付けておりますので、ご参照願います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めること

についての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、福島登君、並びに2番、平山照生君を指名します。

投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

これより、投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。1番、福島登君、並びに2番、平山照生君、立会いをお願いいたします。投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第15、委員会報告、産業建設常任委員長の報告を求めます。小松産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 (小松 熙産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会から視察について活動報告致します。

今回の視察は、本町の人口減少対策に資するため及び海の駅集出荷体制の確立、推進のために視察を実施致しました。

まず、農園付き賃貸住宅については、徳島県三好市にあり、施設名三好タウンゆるりとして、都会に住む田舎暮らし志向の退職世代の移住を目的とした住宅として整備されたもので、入居対象者は県外者としておりました。

運営はNPOふるさと力で、設立経緯は、大阪で建築業を営む地元出身者が発起し、その目的に賛同した徳島県出身者らとともに結成したものです。

この住宅は、平屋建てで、間取りは1LDK、家賃は月5万円、賃貸契約は最大5年間、敷地内は1軒ごとに約30坪の農園が整備されており、野菜、ハ

ーブなどが栽培できるようになっています。また、敷地外に共同農園が数箇所あり、更に栽培したい入居者に対応しておりました。また、分譲住宅もあり、賃貸住宅と同様に整備されておりました。

この三好タウンゆるりは、一種の集落を形成しており、本町の人口規模でいえば、甲浦中町、または野根中村地区と同規模であります。

次に、津野町集出荷については、野菜、お茶などの地場産品を津野町内直販所及び高知市のアンテナショップまでの収集、返送を実施しておりました。

運営は、有限会社ふるさとセンターで、100パーセント町が出資した会社です。

この集出荷体制は、町内主要道路沿いに集荷所を設置し、生産者が販売してほしい地場産品を販売先ごとの色別コンテナへ入れ、配送しておりました。また、返送については、集荷所へ戻され、生産者は返送された地場産品を回収するシステムとなっておりました。この集出荷に係る手数料は20パーセントですが、この20パーセントについては、直販所での販売手数料を含むもので、本町でいえば、海の駅販売手数料15パーセントに当たるところです。

町職員の話としては、住民による地場産品の販売、農業者の所得向上、高齢者の生き甲斐若しくは介護予防などに貢献しているのではないかということでありました。

以上、本委員会として、2箇所の視察を実施しましたが、本町の人口減少対策及び海の駅集出荷体制の確立、推進のためにも、この報告書を参考にさせていただきたく、また、委員会として助言等で支援する所存でございます。なお、今回の視察研修の内容は、配布しました報告書のとおりですので、ご参照下さい。以上で、産業建設常任委員会の活動報告と致します。

議長

(今宮 裕明議長)

産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は、全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本議会散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、10日午前9時から再開したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本議会は10日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:11時00分)